

『家の耐震化をしよう!』

まずは建物の 耐震診断

耐震改修（補強）が
必要だと判定されたら...

建物の 耐震改修工事



市では、耐震診断・耐震改修について、訪問や電話による勧誘または特定業者の紹介は一切行っていません。悪質な業者によるトラブルには十分に注意してください。

問 建築住宅課 28-6183

木造住宅耐震 診断補助事業

耐震診断費用の一部を補助します。

最大 **35,000** 円

※補助対象費の3分の2以内

木造住宅耐震 改修補助事業

耐震改修工事費用・設計費用・
工事監理費用の一部を補助します。

【改修設計】

最大 **200,000** 円

※補助対象費の3分の2以内

【耐震改修工事監理】

最大 **40,000** 円

※補助対象費の3分の2以内

【耐震改修工事】

最大 **900,000** 円

※補助対象費の総額

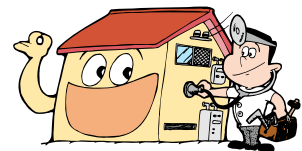
申込期間

平成 28 年 1 月 29 日（金）まで

※先着順に受け付け、予算が無くなりしだい終了

耐震診断・耐震改修合わせて補助金最大117万5千円！
改修工事費が90万円までなら工事費の自己負担額は0円！
安全で災害に強いまちづくりの実現に向けて、住宅の地震に対する安全性向上のため、木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します。

木造住宅耐震診断・耐震改修費用を補助します



補助金交付の条件

■耐震診断補助

○昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅

○階数が2階以下で、延べ面積が500平方メートル以下
○専用住宅、もしくは併用住宅で、延べ床面積の過半が住宅の用途に供されているもの

○愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた市内の建築事務所が、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断を実施すること

■耐震改修補助

○四国中央市木造住宅耐震診断補助事業の耐震診断を受けた結果、耐震改修が必要とされた住宅

○愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた市内の建築事務所が、耐震補強などの設計、工事監理、改修工事後の診断を行うもの

○建設業法第3条1項に規定する許可（建築工一式、または大工工事）を受けた市内に営業所を有する業者で、愛媛県木造住宅耐震改修事業者の登録を受け、リフォーム瑕疵保険に加入可能な業者が改修工事を施工するもの

※補助対象者は、対象となる木造住宅の所有者で市税などを滞納していない人

申し込み方法

補助を受けるためには、耐震診断や耐震改修（設計、工事監理、工事）の前に、申請書を提出し、年度内に完了していただく必要があります。

木造住宅でも、構造や増築状態により、補助対象外になる可能性もありますので、申し込みを検討される方はお問い合わせください。

耐震診断及び耐震改修（設計、工事監理、工事）の手続き方法などの詳細については、建築住宅課ホームページをご覧ください。また、建築住宅課相談窓口でも事前相談を受け付けています。